

令和4年

大 槌 町 議 会 会 議 録

第4回臨時会	10月28日	開会
	10月28日	閉会

大 槌 町 議 会

令和4年10月28日（金曜日）

第4回大槌町議会臨時会会議録
（第1日目）

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

2番、白澤良一君及び3番、佐々木慶一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで当局から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 本日の臨時議会に町長が欠席することについて御説明いたします。

昨日、一昨日と二日間にわたり町長が県内で行われた会議、研修会に出席したところ、参加者の中に新型コロナウイルスに感染した疑いの方が参加していたことが判明いたしました。濃厚接触者としての疑いがあるため、釜石保健所に相談の上、念のため、本日から外出の自粛と健康観察といたしました。

議員の皆様、町民の皆様には御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 令和4年第4回大槌町臨時議会の開会に当たりまして、議員の皆様、町民の皆様へ町長からお預かりしましたおわび状につきまして、副町長の私から代読をさせていただきます。以下内容であります。

本日、審議いただきます大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例の審議に当たり、大槌町立図書館の指定管理制度導入に係る条例の不備について御説明させていただきます。

本年9月文化活動交流施設並びに町立図書館の次年度からの再指定管理に係る事務の中で、令和2年4月1日から実施している指定管理について、町立図書館の設置条例に指定管理者による管理等を明記した条例の一部改正を行っていないことが判明いたしました。

本件は地方自治法及び条例違反であり、法の執行者として真摯に反省するとともに、今回の事態を重く受け止めております。本来、地方自治法に基づき適法かつ適切に町行政を執行すべき立場にかかわらず、度重なる不適切な事務処理について、町政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことは、私の不徳の致すところで深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。本条例への不備への対応につきましては、今後しっかりと議会と協議の上、検討を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○

日程第3 議案第52号 大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第53号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第52号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第4、議案第53号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてまで、2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和4年第4回大槌町議会臨時会における議案2件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第52号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例については、大槌町立図書館の指定管理に当たり、所要の改正をするものであります。

議案第53号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについては、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響が継続している状況に鑑み、子育て世帯への生活支援を行うため及び電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特

に家庭への影響が大きい低所得世帯へ支援を行うために、所要の事業費を増額補正するものであり、歳入歳出予算に1億2,394万円を追加し、歳入歳出総額を109億7,873万3,000円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 議案第52号 大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第52号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。
○生涯学習課長兼図書館長（阿部慈郎君） 議案第52号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

指定管理者導入に係り、地方自治法第244条の2、第3項の規定による指定管理者の管理を追加するものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

大槌町立図書館設置条例（平成14年大槌町条例第1号）の一部を次のように改正します。

改正前の規則への委任第5条を、改正後は第6条とし、改正後の指定管理者による管理等、第5条、図書館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2項、前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第1号、法第3条各号に規定する業務

第2号、図書館の設備の維持管理に関する業務

第3号、図書館の利用に関する業務

第4号、前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務として、指定管理者が行う業務を追加するものであります。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 条文に関して2点伺いたいのですが、その前に、この条例の一部

の改正もせずに2年間違法な状態で指定管理制度でもって運営を続けてきた。今さら何を議論しようとしているのでしょうか。2年半も違法状態で運営されてきたわけなんだけれども、その当時に文化交流センターの運営の責任者であった副町長の御見解、今さら条例を上程してきたところで、何の議論の仕方があるのでしょうか、その辺御見解。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今、お話がありましたとおり、本件については私が3年前に文化交流センターの所長並びに図書館の館長を務めておったときの事案でございます。条例の制定について漏れてしまったことについては、深くおわびをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

そして、今、何を議論するかという質問でございますけれども、これにつきましては、指定管理の3年度と4年度分の図書館指定管理業務委託料の返還につきましては、当町に問題がございますので、これを認めることができないという当時点の見解でございますが、2年間の条例として設定できていなかったということにつきましては、これからその内容についてあるいは在り方について検討を進めていき、お答えを出さなければいけないというふうに思っております。ただいまのところはその状況でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 本来であれば、この指定管理料の返還をしてまでも私は条例の一部改正を遡ってすべきと思いますよ、本来であれば、この議論はまた、12月の定例会の一般質問でもやらせてもらいますけれども、いいです、取りあえずその条文に関して伺いますけれども、まずこの条例全般、もちろん事業報告書の提出はあるにせよ、運営に関しての検証報告というのは、議会それから町民に対してはあるのでしょうか。

それから、2点目が（4）教育委員会が必要と認める業務、これに関しての具体的な説明を求めます。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼図書館長（阿部慈郎君） お答えします。

運営状況の報告などにつきましては、指定管理者の受託者のほうから報告など毎月上がっておりますので、その辺も含めて今後検証して御報告申し上げるということになると思います。

4号の具体的なところなんですけれども、例えば、一般に図書館業務の中で行われる企画してやるもののほかに、教育委員会で今まで具体的なものというのはいん

ですけれども、イベントとか事業とか、そちらのほうについて必要と認める業務というのをするということでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 少し判然としない部分もありますけれども、3回目なので、この指定管理に関しての検証報告というのは私はするべきと思うんです。例えば、これが今図書館のお話をしておりますけれども、本来であれば全ての指定管理のメリットというものに関しての検証をして、町民それから議会への報告は必ずするべきだと思います。今、条文に関して本来であればもっと深い議論をすべきなんだけれども、議論する価値はないです。これを申し上げて私の意見とします。以上です。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、お尋ねします。図書館は行政の一環だと私は思っております。この条例が決まったからといって、今、管理者がそのまま継続するわけではなく、ここに書いてあるとおり、教育委員会が指定するものということになるわけですね。新たに指定しなければならないということになるわけなんですけれども、その辺のようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） お答えいたします。

先ほど菊池議員からも質問がありましたが、まず現在の状況は、違法状況のままになっているということを御理解いただきたいと思います。この違法状態を適法状態に戻さないとまずはそもそも行政の事務として怠っているということになります。ですので、議論の価値がないと言われてきたけれども、まずは図書館条例の条例自体を適法な状態にさせていただきたいということで今回、上程させていただいているということで御理解いただきたいと思います。

先ほど、町長のわび状の中にもございましたが、再指定管理ということで、指定管理が令和4年度末に迎えます。令和5年4月からの部分に指定管理を導入していく上でも、この条例改正が必要だということで御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それは分かります。ですが、来年の指定管理者に決まるまでは今のまま続くということなんですか。その辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 今のままで続くのか、続かないのかということです。教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 教育委員会といたしましては、現在のままの状態で運営はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 違法のままではなく、やっぱり直営に戻すべきじゃないですか。（「そのとおり」の声あり）それしかないと思うんですが。

○議長（小松則明君） これについて当局。副町長。

○副町長（北田竹美君） 今、次長が申しましたとおり、現実的にはその方向でお願いしたいというふうには思っておりますが、阿部議員の御発言にありましたとおり、直営に戻すべきということについても、内部で私どももその考えについては当然念頭にございました。しかしながら、やはり直営に戻しますと、一つはこれまでの指定管理にすることによって得られたメリットあるいは効果というものがここで途切れてしまうという点が1点と、それからコスト面でもそれなりのものがかかってくるというところがございます。直営に戻すというのはなかなか難しいとは考えております。

しかしながら、そういうことで本会議におきましては、私どもの立場は来年度の指定管理の再指定につきまして、改めてこの場で議員の皆様にご提案をし、御採決をいただきたいという立場でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今回の条例違反について本当に何とっていいのかな。今、当局の答弁は全くこの条例違反に関する責任を感じていないように私は受け止めました。違反だけれども利益が、メリットがあるから違法なまま運営を、要は契約を結んだところにやらせるんだと、本来であれば9月に発覚した時点で教育委員会がきちんと管理すべきことだったのではないのでしょうか。そして今回の問題を明らかにした上で、責任の所在をはっきりした上で、今回の改正も上程されるべきだったのではないかと私はそのように思うんですが、今のまま運営続けるんですか。でしたら、条例に違反してもメリットがあるんだったらいいんだというふうに聞こえるんですけども、どうですか、副町長。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） メリットの部分を強調し過ぎてしまったくらいでございます。大変申し訳ございません。私は条例が未設定のままに行ったということにつきましては、町長のお話の中にもありましたとおり、町政に対する信頼、条例に対する考え方という

ものに対して、行政をつかさどる者として大きな責任を感じているということは間違いないと思います。しかしながら、メリットだけを強調した部分がございますが、それは決してそのメリットがあるから条文が未交付であってもいいということとはございません。これはひたすら条文のこれまでの未設定についてをどうするかという議論は、これは十分にこれから検討し、結論を出さなければなりませんけれども、現実問題として、直営に変えていくということは、私どもとしては非常にこれから先の町内の今のおしゃっちにおける皆様が非常によく使っていただいているということも踏まえて、このまま続けさせていただけないものかという思いがございました気持ちでメリットという発言になりました。これについてはおわびを申し上げます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 教育委員会にお尋ねをいたします。本来であれば、この違法な状態が発覚した時点で教育委員会にかかわらず当局もそうですが、この指定管理している民間のところに謝罪をし、一旦この契約の破棄、契約が無効状態だったのではないかというふうに私は思うわけです。ですので、業者に対しおわびをし、本来であれば教育委員会が発覚した時点から図書館運営をすべきだと思うんですが、その辺について教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 東梅議員の質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられるとおり、発覚した時点で事情を説明してそのように進めるべきであったろうと思います。私の勉強不足といいますか、理解がちょっとそういったところに足りなかったのかなということで大変反省しております。これについては、先ほどからお話をしているとおり、一刻も早く適正に戻しながら、町民の皆様に御迷惑をかけないように進めてまいりたいと思っています。その上で、その後の私どもの責任等につきましては改めて検討してまいりたいと思っています。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） もう一点。先ほど教育次長はこれまでのことはこれまでとして、来年度のためのこれは上程だというふうにお話しされていましたがけれども、やっぱりその辺もきちんと今回の部分を明らかにした上で本来は上程すべきだったのではないかなと私はずっと感じているわけです。これをそのまま私としてはまともな審議ができない運営の中で賛成して可決したら、私たち議会も責任を問われるのではないかなというふ

うに感じるわけです。そこで、これまで今の話の中でも当局はこの条例違反に関して上程するまでの間どのような協議をされてきたのか、その辺が見えないんです。今の答弁で初めて、町民に迷惑をかけないようにメリットがあるから来年度に向けての話なんだのような話になっているんだけど、この間の間、9月から発覚して現在も民間事業者が図書館を運営しているわけです。そのことについておかしいと考えなかったんですか。おかしいと思わなければいけないと思うんです。その辺の庁議がきちんと行われたのかどうか、その辺もお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 当局。ちょっと話してください。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時25分

○

再 開

午前11時46分

○議長（小松則明君） 再開いたします。教育長。

○教育長（松橋文明君） 時間いただきありがとうございました。東梅議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この件が発覚してからこういったことについての検討はなされなかったのかという件についてでございますが、委員会内部それから三役を含めまして協議はしてございました。そうした中で、町の弁護士のほうにこういった状況になっているがということでお話をしたところ、この法的無効である状況は役場の問題で、落ち度であるということはそのとおりであると、ただ、今、指定管理業務を委託している業者さんとは契約を結んでいることもあって、それを早急にお金の返還とかを求めることはできないものと思っておりますということを我々に話をされましたので、そのことをもって、であれば、まず違法な状態は役場の責任、委員会の責任であるということから、今の業務をすぐに停止することは町民とその指定管理委託をした業者の方々に非常に不利益を被ってしまうということを鑑みまして、取りあえず次年度のことを考えて法令を整備するということと、それ以外のことについては、ただ今御意見もいただきましたが、町民の方々及び業者の方の不利益とならないような方向性を早急に検討して進めてまいりたいという考えでおります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私は議論というのは今2つ問題があって、今、違憲状態であるも

のを新しい令和5年4月からの委託業者の公募、選定、決定に至るプロセスの中で、今、条例改正をしておかないと公募に類似ないというようなことが1つと、あとは、ただ、今この本会議で当局は今の契約自体が条例違反であるということで違法を認めていると、ではこれをそのまま3月まで弁護士先生に確認したらいろんなことを今答弁なさいましたけれども、そのまま違憲のまま我々が認めたということになるのではないかという心配なわけです。なので、違憲状態のものをどうやって是正していくのかという事務処理的な問題と町民に迷惑をかけられないであろうと、では図書館を閉めろと乱暴なことも言えないですし、今から受験シーズンが始まる時に、今から学生が一番使うであろう図書館を閉めるわけにもいかない、公募したり採用したりということになれば空白期間が空く、そういうことをやらないでスムーズに行く方法をやっぱり当局は考えていかないといかんだろうということです。そこら辺の認識をきちんと持って本日を臨んでいるかどうか不安なんです。合同常任委員会でもけんけんがくがく意見しました。今日も出ました。けれども我々が言いたいのは、今違法なんですよ、新しいところもやらなければならぬんですよ、これを両方解決しなければならないのにいろんな答弁が出てきて、それにやっぱりちょっと当局の感じ方が甘いのではないかということで、皆さんがいろんな意見を述べているというようなところなんです、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 大変申し訳ございません。今、御指摘いただきました違憲状態ということについては、重々、いわゆる条例規定であるものに対して違反をしているということについては、本当に町としても私もじくじたる思いでおしまして、決して軽々に扱うつもりはございません。これは声を大にして申し上げたいと思いますが、ただ、今この状態を違憲状態であるにもかかわらず、簡単に進めようとしているのではないかというような印象にあったことについては深く反省をしなくてはなりません。決してそうではございませんで、これは9月に発覚して以来、弁護士さんも含めて内部の協議を重ねて何度かしてまいりました。したがって、今回の議会の提案に至った状況でございますので、ぜひその辺も御理解いただきたい。それから、今の芳賀議員が御指摘の違憲状態をどうするのかということと、それから条例違反に対する3月までのおしゃつちの皆様、もしくは町民の皆様、あるいはあそこを御利用になっているたくさんの子供たち、この辺に対して空白がないようにどのようにしていかなければならないのかということについてはしっかりと議論させていただいて、対応策を御提案申し上げたいとい

うふうに考えておりますので、何とぞ御理解をお願いします。

○議長（小松則明君） 対応策をどうするかということは、芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今のような説明が最初にしかるべきなんです。結局我々は違憲状態のまま認めるわけにはいかないの、3月末までを10月末で閉めて4か月間繰り上げてみたいな話はするけれども、そうすると3年間の業務委託に出している違法ではあったけれども、今度は相手があることですよ、3年間の委託費を1年分ずつ払った後に、条例違反が見つかったから4か月分返せというのは、今度はあっちに訴えられるという話もある。だからといって、では違憲のままでいいのかという話と町民が迷惑を被るであろうという話がある。その解決策というのは頭をひねっていけばあると思うんです。例えば、ルールとして3月まで委託に出して委託料も払っているし相手に迷惑はないのに返せというのもそれは乱暴な意見なので、それはそのままやってもらいますけれども、違憲じゃないようにするためには、指定管理によらないで直営の職員を1人配置して、管理運営を任せるといようなことでも、分からないよ、これは事務処理なんだと思うけれども、いずれ、議会とすれば違憲のまま放置できないから違憲でないようにしてくださいねという議論です。大前提は町民に迷惑をかけないようにです。それをきちんとやってもらえれば問題はないと思うんです。違憲のまま来年度以降の募集もかけられないし決定もできないからこの条例を審議するのはそれはそれなんです。それを整理して行って、今まで組み立てて我々に説明がされてきたかということ、我々の聞き方も悪かったかも分からないけれども、当局の町長部局の認識と教育委員会部局の認識にやっぱりずれがあったのではないかというのが我々が直感しているところなんです。そこら辺は真摯に受け止めていただいて、今後の対応策を練っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 御指摘の部分については真摯に受け止めて、今後の対応策を実施していきますが、これまでも対応策について、決してないがしろにしてきたわけではございません。9月に発覚して以来、弁護士さんへの相談、教育委員会との調整それから事実確認等を含めまして時間がかかってしまいました。そしてまた、今後それをどのようにするかといったときに、正直に申しまして、弁護士さんの判断もいただく中で、いわゆるそのおしゃちのこの図書館の指定管理料の返還を求めることができないということを中心に議論が進んだ経緯もございます。これをすぐに直営に戻すというこ

とになれば、今、芳賀議員がおっしゃったような様々なことを調整した上で進まなくてはいけないということもあり、また、来年度のおしゃっちの再指定の期間も迫っておりますので、この条例の変更をということを含めて、条例の問題についてはきちんと議論をしていくというこの2つに分けて、提案をさせていただいたという認識でございますので、今の御指摘の部分につきましては、きちんと心にとどめおいて対応させていただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） これから議論をするといつて1か月も放っておかれては分からないので約束してください。違憲の状態はなくしますよと、町民には迷惑をかけないで公民館運営をしますということを約束してください。そうでないと、議決が何だか眉唾物になってしまう。違憲なことを認めているわけだから、それは違憲でないようにするべきなんです。それをちゃんとやるということを明言しないとこれから議論させていただくとすると、議論した上で来月また臨時会をやってそれに報告していったら、またそれがあるので、報告は1か月後でもいいんですが、こういうふうに文書を整理して過去の問題点を整理した結果、このように解釈してこのように捉えれば違憲ではないですということでこの条例の改正の採決をしないと、我々も何かもやもやして議決をしなければならぬので、確かにこれは来年度の委託のことなんだけれども、結局過去の問題を整理しないのにこれからの問題だけクリアにしましよと言われると腑に落ちないところがあるので、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） これからおしゃっちの管理運営体制をどうするかということにつきましては、これは今、様々議員の方からいただいた意見を念頭に置いて、12月に定例会がございますので、その前までには整理をしたいと思っておりますが、条例の制定が未処理であったということに対する条例違反に関しましては、なかなか今すぐ、いつ答えを出せるのかということについては非常に難しいところがございます、これは何とか早期に答えを出したいという予定ということで回答させていただきたいと思っております。ただ何度も申し上げますが、おしゃっちの運営については、早期に、12月前までに答えを出させていただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 1点だけ御質問させていただきます。これからの対応については先輩

議員がいろいろ御質問しましたので、私のほうから委託料のことについて、これは令和2年から委託しているわけですけれども、2年、3年、4年の委託料の金額は幾らなんですか。そしてその中で図書館が占める委託金額はどの程度なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼図書館長（阿部慈郎君） お答えします。

指定管理料でございますけれども、令和2年度図書館の分ですけれども、1,224万2,000円になります。3年度が1,236万5,000円になります。4年度の分が1,285万5,000円で、2年度から4年度の合計でいうと3,746万2,000円となっております。割合というのは交流施設のほうに対してということでしょうか。割合としましては、契約金額でいきますと52%になっております。（「そんなにならない」の声あり）

○議長（小松則明君） 今、計算間違っている。

○生涯学習課長兼図書館長（阿部慈郎君） お待ちください。

すみません、訂正いたします。34%でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 34%、これはもちろん違法状態の中で支払っているわけですが、改めて御質問します。顧問弁護士の先生に、ここについては確認をして支払っても構わないということでお支払いをしたわけですか。

○議長（小松則明君） さっき、そこまで顧問弁護士さんに連絡をして聞いたかという話を今、聞いておりますけれども、また、この議会前にその話はあったのかなかったのか、その回答はどうだったかということを聞いております。教育長。

○教育長（松橋文明君） 白澤議員の御質問にお答えをいたします。

弁護士とお話をさせていただきました、その際にいただいた御返事によりますと、法的に違法状態ではあるけれども、3年契約でやっていたということでお金は支払っているんですが、それを返還しろということは適当ではないということをお返答としていただいておりますので、極端に言うと、違法状態の中でお金は支払っていたという状態になるかと思いますが、弁護士のほうでは、委託業者のほうには全く不備はないのでそれを返せということにはなりませんよという話はされているところでございます。

○議長（小松則明君） いいですか、白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ちょっと私の解釈もあれですけども、委託されたほうが不備がなくお金を払うほうが不備があったという、これは本当に町民に対してはデメリットが多すぎる、そういう委託事業だと思っています。ですから、先ほどから先輩議員が質問されているわけですけども、やはりこれは新しい仕事をするときには担当者であれ、全て先進事例をきちんとチェックをして、チェックしたものを他の自治体で、岩手県であれば市町村が指導ある立場ですので市町村課のほうに行って、こういうことをやりたいたいだけどもこれに不備がないでしょうか、アドバイスができないでしょうかということを、重箱の隅を一つ一つついで橋を渡りながらやるのが行政の役割だと思っています。このままでは不祥事が立て続けに起こるといことが町民の方々にとって本当に残念です。メリットはないと思うんです。ですから、壁にぶつかったときには原点に立ち返ってそれからスタートすべきだと思っています。一応、令和2年に立ち返って、改めて整理し直してこの委託事業を進めてほしいと願っています。以上です。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 同僚議員がおっしゃるとおり、違法な状態でありますので、これは一日も早く正しいものにしていかなければいけません。私もこれにはまず賛成しますが、特別職はやはり今まで様々ありましたよね、第三者委員会は確かに職員の懲戒処分等々それを見て特別職の責任ということもありましたが、こう重なってはやはり職員は職員、特別職はやはりそれ相応の責任をまず感じ取っていただき、表明すべきだと思います。それが1点。いかがでしょうか、副町長。町長は不在ですが。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただ今御質問のありました特別職の責任ということにつきましては、これまでの交付の未交付も含めまして、私ども特別職の責任は大きいと思っております。これについては真摯に受け止めて、しかるべき対応策を考えていきたいと思っております。ただ、もう一つ考えなくてはいけないのは、本件につきましては、3年前の私がおしゃっちの所長をしているときの事案でございますので、町の懲戒分限審査委員会というものがございますので、ここに答申をいたしまして、その時点における状況並びにチェック状態も含めまして、この委員会で答申をしていただいで判断をさせていただくべきものというふうに考えています。2つあると思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まずしっかりと説明していただきたいと思います、責任を感じて。

そこで、この指定管理は2年半くらい前に今の団体に議決されました。違法な状態ではありましたが、私たちも議決しました。今回この条例が可決になるかどうか分かりませんが、仮に可決になった場合、来年また再指定があるわけです。指定管理の場合は、継続して同じ団体がやる場合、これまでの流れであれば初回が3年、次が5年ということですよね、ただ、条例が今決まるわけですから、次どのような団体が指定管理者になるか分かりませんが、私はやはり次の期間もこれは3年にすべきだと思う。条例が今決まるわけですから、そのことをまず考えているんですが、3年5年という中でどのような考え方をもちでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） あくまでも指定管理の指針というものに基づいて3年、再指定の場合5年という指針、内規でございますので、取扱いはある程度、今、議員から御提言いただいた今回条例がもしなれば、そこからというような意見というのも当然考えられるというか、意見としてはそのとおりかなという部分も個人的に感じておりますので、その再指定の期間につきましては、募集する際までに内部でじっくり詰めた上で期間のほうは定めさせていただきたいというふうに捉えております。

○議長（小松則明君） 教育次長、今のは3年にするか5年にするか、それをあやふやにして採決をすることにはいかないんです。そこについてはちょっと話してください。副町長と。

教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 曖昧な答弁で申し訳ございません。3年の期間で公募は取らせていただければと思います。

○議長（小松則明君） あと、ありませんか。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今までの質問とかぶると思うんですけども、内容は同じになるかもしれません。私も個人的にまだちょっとすっきり腑に落ちていないところがあるので確認させていただきたいんですが、今回の条例改正の件について内容はもちろん理解できます。今法的に不備にある状態で来年の契約はできないので、今回改めて見直すと、これ自体問題はないですけれども、先ほど議論があったように、その背景にある現状が違法状態であるというところをどう処理するかがはっきり見えていない状態でこれを可決すると、そこも認めてしまうんじゃないかということを我々議員は気にしているわけです。一方で、しゃくし定規に法的にきちんと運用しようとした場合に、先ほ

ど芳賀議員からもあったように、そうすることによって一般町民に迷惑がかかるような対応の仕方だとそれはそれでよくない、両方を満たすような形で、今の違法な状態は違法な状態でいいとして、これから4か月間そのままいくのかということに関しても、法的に問題のないような対応を考えてくださいと、やり方としては町民に迷惑がかからないようにというのが先ほどの芳賀議員の質問だったと思います。そのこのところの明確な答弁がなかったように思いますので、今のままではこのまま可決するというのは私個人としては難しいのかなという気はしています。そのこのところを明確に宣言して断言していただきたいんです。それに時間を要するので、例えば11月いっぱい下さいということになると、その対応が本当に法的に問題ない対応だったのかどうかというところが、そこにもし問題が生じれば、それはそれで今後の新しい課題としてまた浮き上がってくると思いますので、やり方はもちろん考えてもらう、ただそれも合法的なといいますか、法に基づいた、きちんとルールに基づいたやり方で、例えばこの4か月についても運用してくださいと、そこはやり方はこれから考えると思いますけれども、走っていく中で実は駄目でしたというようなことが絶対にないように、なおかつ町民にも絶対迷惑がかからないようにということは、恐らく人間的に今の体制で運用するしかないのかなと思います。新たに職員を投じて総入れ替えで運用するというのは、もう現実的ではないですから、そこを合法的に現実的なやり方で運用するということを約束してくださいというのは、先ほどの芳賀議員の質問だったんです。そのこの2点、合法的にきちんと処理してください、それから町民には迷惑がかからないような対応を取ってください、この2点についてどういう見解なのかお聞かせください。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） まず、佐々木議員から御指摘ありました、今後どうするかということについては、私の先ほどの発言の中で、まず11月中にきちんとしていたいというお話をしましたが、今のお話も伺い、これは絶対に町民の皆様それから今管理をしている方々に迷惑はかけられないと思いますので、その考えに基づいてきちんと対応させていただくことをお約束いたします。絶対に町民に迷惑をかけないような状況で、早期に今後どうするかということについて対応策を考えていきたいということを申し上げます。それが一つ。合法的にですね。

それからもう一つは、いわゆる違憲状態である条例につきましては、先般から議論いただいている告示行為の問題もございしますが、含めてこの条例が違憲状態であることに

についての判断は、なかなか当方の内部だけで議論がまとめられるという状況でない状況にありますことは正直なところでありますので、これにつきましても、早期に何らかの形できちんと議論を進めていくというふうに考えてございますので、何とぞ御理解をお願いしたい。これでよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗議員。

○11番（金崎悟朗君） 私からは、町民に不利益を生じさせてしまった、役所のほうではこの間の会議の中でも話がありました。第三者委員会は何もわざわざ弁護士まで入れて、いろんな大学の先生を集めてやるよりは、みんなの力で創意と工夫で新しい仕事の方法とかそういうのを考えながら、わざわざ金まで町税から何も出すこともないんじゃないかという話もあった。それについて副町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） お金がかかるかどうかという前に、この違法な状態で条例を制定したことに對して抜本的な解決策がどうあるべきなのかということをしっかり考えていくことが大切だと思っています。その上で第三者委員会なのかあるいは議員の皆様も踏まえた中での調整が適当なのかということは、議論の部分があるかと思っています。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） しっくりはこないけれども、実際は第三者委員会を設置したと、大槌町でこの条例の問題はとてものにぎわせているから、この間リモートの会議にも私も参加して聞いていたんだけど、こんなものなのかと思って参加していました。実際はこうしたリモートでやっても弁護士先生とか大学の先生はただではないと思うんですよ。お金がかかるんです。それはどこから出るんだといえば町税だと。無駄な金を使っているわけですよ。例えば、本当に初歩的な基本的なミスを犯しただけで、この議会の場で1時間もやらなくてはならないと。本当は別のコロナならコロナやって終わりになったかも分からない、無駄な時間を早く言えば使っているんですよ。行政のほうでも自分たちの仕事もいっぱいあると思う。だけれども、こういうことで1時間も1時間半もみんなから意見を述べられて答えなくてはならない。私は町民に対して今回の条例問題にしても、この件だけではないです。その度に第三者委員会を開いたりして金を払っている。その町税が10万、20万ならそれはいいかも分からないけれども、そんなもんじゃない、桁が違う。その金を町民に対して不利益を講じさせているわけだ。何かに使えたかも分からない。冬期間中であれば雪がとんでもなく降って予備費が足りなかった、こ

れから使うかということもできるかもしれない。だから、そういうので余計な金を使ってしまうわけです。そしてその一つが、やはりこの条例については、ここで町長から教育長からみんな反省の弁を述べますけれども私は足りないと思う。あまりにも軽く考えていると思いますよ。法律ですよ、私はいつも言うけれども、条例というのは法律、それを守らせる人間が守らないでどうするんですか。町民に対しては、いやいやこれは決まっているからこれ以上延びればお金は取りますよとって、新しくはがきはよこす、金出せと。自分たちがミスをやったときには本当に申し訳なかったと頭をぺこぺこ下げれば済む問題じゃないんですよ。条例についてきちんと自分たちで反省しなくてはいけないんです。

私は役所の中のコミュニケーションが取れていないと思う。もう少しいろんな課で話し合いをしながら、この条例についてもじっくりと膝を交えて話しながら、絶対こんなミスはなくしていただきたい。そしてこの間の常任委員会でこの話が少し出て、今日これが出てきたと。もう少し常任委員会に出したから臨時議会で通るんだとそういう安易な気持ちがあるから、私は軽く見過ぎているとそう思います。それについてはどう思いますか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 決して議会の方々を軽く見て議論を提案しているつもりはございません。合同常任委員会の提案につきましても、様々な内部の検討を踏まえて不十分ではありましたが、事前の提案をさせていただいて説明をさせていただいたという認識でございます。ただし、今、金崎議員からありましたとおり、この条例の制定問題、様々な事務処理の問題について軽く考えているのではないかという御指摘につきましては、町長はじめ私も肝に銘じていきたいと思っておりますし、これまでもそのつもりではおりましたけれども、結果としてそうでない事態が次々に起きてしまい、町民の皆様にご不安を与えてしまっているという結果になっていることについては、本当に申し訳なく、今の御意見を肝に銘じてこれからやっていきたいと思っておりますが、一つは条例の問題もでございますけれども、役場の仕事というのは非常に事務処理がたくさんございます。これを今、ひとえに人手によってやっているという部分がございますので、政府も言っているような、今実際に始まっております、いわゆるDX化構想もございまして、人手によらない、いわゆるデジタルの力を入れて事務処理を取り入れていくということが今回の部分とは違いますが、ケアレスミスを削減してくれるのを提言していくとい

うことに通じるものだと思いますので、これにも力を入れていきたいと思っております。
以上でございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 3回目ですので、あえてここで言いますけれども、前のリモートの会議のときも町長は用事があるからと顔を出しただけで帰った。この条例問題を第三者委員会を立ち上げて弁護士先生を集めて、我々も来て見ていたけれどもすぐ帰っていった。そのとき副町長はいるかなと思ったら副町長もいないと、そういう状態ですよ。本当に真剣に取り組んでいるか取り組んでいないか分からない、ましてや私たちもいろんな人たちから話があって、今日はこういう久しぶりだから会ってくれないか、わざわざ何年ぶりだからと話があっても、今のこの時節でまた再度コロナが再燃してきたと、申し訳ないけれども出られないよとそういう中において、こんな大事な案件のとき、濃厚接触者だから休まざるを得ないと、そもそも会議に出て帰ってくれば何もそういうことがないと思います。その後の問題でしょ、これは。その後の問題で結局コロナの濃厚接触者になったということだと思うんです。

もう少し町を背負っている人間がこんな大事な席上に来られないでどうするんですか。副町長はその辺は町長にきちんと行っていただきたい。皆さんもこのようにコロナが収まらないんだから、何があるか分からないから、我々もみんな気をつけていますけれども、やはりその辺もきちんと考えて町長にもきちんと行ってください。この会議に出られないということは大槌町を背負っている人間としてふがいないと思います。わび状1枚で済むと思いますか。

○議長（小松則明君） 町長の話。副町長。

○副町長（北田竹美君） 2つ御質問があったというふうに理解しておりますので、まず1つ目でございますが、第三者委員会につきましては、様々な取り決めがあって第三者委員会を開催するということになりましたけれども、町長が途中で離席されたこと、それから私が参加をしなかったことについては、決して調査委員会を軽く見ていたわけではございませんで、事前にその第三者委員会の趣旨等を考えますと、いわゆる第三者というところに委ねて議論をしていただくことが適当ではないかという議論がございましたので、決して第三者委員会を軽く見て途中で町長が離席されたことではございませんので、そこは御理解をいただきたい。もちろん私についても参加すべきことではあるという意見も一つにはありましたけれども、これはやはりその第三者、大学の先生や弁護

士のその議論いただいた上で、その話に対して我々がどういうふうに向き合うかと考えるべきではないかと考えたものでございますので、決して軽く見たことではないことは御理解をいただきたい。

それからもう一つ、町長が今日欠席されたことにつきましては、誠に町を預かる者として自分の行動に対して責任を持たなくてはいけないということではございますので、これは町長が戻りましてからその件につきましては十分にお伝えをして、今後の行動につきまして、あるいは議会に対しまして、もちろん町民に対しまして、きちんとした行動を取っていくというふうにしたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 大槌町は本当に不祥事続き、本当に何度も何度も不祥事続きます。その度に対応策というのを考えておりますけれども、前回、令和2年度の4月から1年半の間、条例や規則の82件の公布をしていなかったというこういう違法行為、また今回も違法行為です。前もそうだったんですけれども、今回もなかったことにしてほしいという表れがやっぱりここに出してきているものだと私は思っております。条例未公布があったときに町長がこう言いました。どんなに苦しい立場にあろうとも、行政運営改革に努めたいと述べておりました。その改革というのはどのように行われてきたんでしょうか。条例の未公布問題があつて、当局ではもう一度やってきたことの作業、手順を見直し、改善は可能だと言っておりました。

また副町長は、原因を問うことはもちろん仕事の仕方、確認、チェックさえしていれば何とかなるような、きちんと仕事ができる基本的な動作ができていないと感じる。それを解決すべく対策することが、問題を含めた根本的な解決になるとおっしゃっておりました。それをやっていたらこれは本当に未然に防げたはずなんです、この件についていかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただ今御指摘いただいた意見に対してはそのとおりだと思います。これまでも様々な対応策は考え、実施してまいりましたけれども、結果としてこのようなことになったということについては、これはまだまだ我々の努力が足りない、不十分であるという表れであろうかと思っておりますので、今後も、先ほどもお話も申し上げましたけれども、より一層教育並びにその組織の在り方、あるいは仕事の仕方、あるいはデジタルの力を借りる等含めて強化してまいらなければならない、このように考えてお

ります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 本当に根本的なことから始めてほしいなと思います。今後本当に不祥事がなくなる町にしてほしいです。以上。

○議長（小松則明君） ほかに御意見ございますか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。反対討論ですか、賛成討論ですか。反対討論。御登壇願います

○8番（阿部俊作君） この議案に対しまして、条例に対しまして賛成しようと思っておりましたけれども、今答弁をお聞きいたしまして、とても信用できるような答弁がなされてこなかった。この条例を改正したからといって現委託をそのまま継続することができないのは明白なわけであります。ですから、直営を含めた正常に戻す答弁、これが不十分な中で議員として条例の趣旨は分かりますが、守るべきもの、社会生活に何が必要であるか最低限の決まり、こういうものが条例なわけです。これに対してしっかり向き合う、そういう姿勢が感じられない中で、これを通して、はい終わりましたでは済まされないことです。そういうことで反対せざるを得ないのでここに反対討論いたします。

○議長（小松則明君） 賛成討論はございますか。東梅康悦君。御登壇願います。

○9番（東梅康悦君） 先ほどの質疑の中で賛成を表明しました。今までのこの違法状況を賛成したからといって、決して認めるものではありません。しかし、今、町がやっていることは違法状態であり、これを直ちに適法なものにしなければならないというのも、これもまた大事なことであり、このことを大きな決断の中で賛否を表すのも議会の役目であります。

ですので、何度も言いますが、今まで違法状態を認めるわけではありませんが、今のこの違法状態を一日も早く正常なものにすべきと私は考えますので、賛成するよう、同僚のみなさん、よろしくお願いします。第三者である委託業者、そしてまた町民の方々には御迷惑をかけられません。このことは当局の答弁の中で迷惑をかけないとおっしゃっておりますので、これを信じて、まずしっかりとチェックしていきたいと思っております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） その他討論はございますか。討論を終結いたします。

これより議案第52号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時40分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時33分

○

再 開

午前11時40分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第4 議案第53号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第53号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第53号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

14款国庫支出金2項国庫負担金、補正額1億273万2,000円の増は、非課税世帯等に対する子育て世帯等臨時特例支援事業費補助金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）であります。

15款県支出金2項県補助金、補正額1,723万4,000円の増は、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額397万4,000円の増は、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業の対象とならない高校生等を養育する世帯への大槌町子育て世帯臨時特別支援金給付事業の補正財源であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

3 款民生費1項社会福祉費、補正額1億273万2,000円の増は、非課税世帯等に対する

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等であります。

2 項児童福祉費、補正額2,120万8,000円の増は、大槌町子育て世帯臨時特別支援金給付金及びいわて子育て世帯臨時特別支援金給付金等であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,394万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億7,873万3,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入、一括します。

進行いたします。

6 ページ、歳出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第53号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時44分

上記令和4年第4回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副議長

議 員

議 員